

山梨県公報

第二百四十号

令和三年

十一月二十二日

月 曜 日

目次

○道路の供用開始	五七五
○県政功績者	五七五
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出	五七七
○博物館の登録	五七八
○令和三年十月二十八日付第二百三十三号中	五七八

告示

山梨県告示第二百九十五号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和三年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。
令和三年十一月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	横手日野春 停車場線	北杜市白州町横手字下川原三九 番一地从先から 北杜市白州町横手字下川原二三 番八地先まで	七九・〇	令和三年十 一月二十二 日

公 告

● 県政功績者
山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく令和三年度県政功績者は、次のとおりである。
令和三年十一月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	保坂 武 学校法人 C2C Global Education Japan	甲斐市 甲府市
特別感謝状	富士山の銘水株式会社	富士吉田市
地方自治	河西 敏郎 白壁 賢一 土橋 亨 望月 勝 小林 義光 上杉 實 小池 正夫 小林 歳男 千野 秀一 野中 一二 福田 清美 堀之内 可和 三浦 洋恵 中村 良二 中矢 恵三 村松 晃 志村 榮成 角田 武一 寺沢 恵治	中央市 南都留郡富士河口湖町 甲府市 南巨摩郡南部町 都留市 都留市 都留市 都留市 南アルプス市 都留市 北杜市 甲府市 中央市 南巨摩郡南部町 南都留郡富士河口湖町 北杜市 甲州市 甲府市 甲府市 甲府市 東京都市野市

産業	石橋 秀樹 加々美 好 小玉 実 津金 洋一 中澤 良夫 小林 隆二 中澤 晴親 天野 勝 中澤 昭 生原 洋征 萩原 克也 萩原 辰夫 厚芝 邦雄 齋藤 茂 望月 雄二	望月 一正 神宮寺 貞男 森屋 勝秀 萩原 敏彦 萩野 シゲ子 根岸 秀之 (北原 恵治)	甲斐市 甲府市 大月市 上野原市 甲府市 甲斐市	甲府市 富士吉田市 笛吹市 北杜市 南巨摩郡富士川町 甲府市 甲府市 甲府市 山梨市 笛吹市 甲州市 甲州市 南アルプス市 甲府市 甲府市	教育文化	跡部 和 岡部 和子 小宮山 英人 笹本 正治 瀧田 武彦	甲府市 甲府市 北杜市 長野県松本市 斐崎市	社会福祉	雨宮 孝信	甲州市	保健衛生	吉川 英雄 神宮寺 禎巳	中巨摩郡昭和町 甲府市
----	---	---	---	---	------	---	------------------------------------	------	-------	-----	------	-----------------	----------------

環境	窪田 茂	住吉 晃一 藤原 博 安留 紀久子	富士吉田市 山梨市 上野原市 甲府市
(新型コロナウイルス感染症対策関係) 特別功績	国立大学法人 山梨大学 一般社団法人 山梨県医師会 一般社団法人 東山梨医師会 笛吹市医師会 西八代郡医師会 南巨摩郡医師会 一般社団法人 中巨摩医師会 一般社団法人 北巨摩医師会 一般社団法人 富士吉田医師会 都留医師会 北都留医師会 地方独立行政法人山梨県立病院機構 梨県立中央病院 山梨県立中央病院DMAT 山梨大学医学部附属病院DMAT 山梨赤十字病院DMAT 市立甲府病院DMAT 白根徳洲会病院DMAT 斐崎市立病院DMAT 山梨厚生病院DMAT 山梨中央病院DMAT 笛吹中央病院DMAT 富士川病院DMAT 富士吉田市立病院DMAT	特別感謝状	

大月市立中央病院DMAT
 都留市立病院DMAT
 加納岩総合病院DMAT
 重点医療機関（9病院）
 一般社団法人 山梨県歯科医師会
 一般社団法人 山梨県薬剤師会
 公益社団法人 山梨県看護協会
 帝京山梨看護専門学校
 山梨勤労者医療協会 共立高等看護学院
 学校法人看護学園 甲府看護専門学校
 公立大学法人 山梨県立大学
 学校法人 健康科学大学
 株式会社若神楼
 株式会社東横イン
 ルートインジャパン株式会社
 株式会社内外ビル
 株式会社共立メンテナンス
 シミックホールディングス株式会社
 株式会社クスリのサンロード
 甲府市保健所
 山梨県中北保健所
 山梨県峡東保健所
 山梨県峡南保健所
 山梨県富士・東部保健所
 山梨県感染症対策センター総長 藤井充
 山梨大学医学部附属病院感染制御部特任
 教授 井上修
 山梨県立中央病院総合診療科・感染症科
 部長 三河貴裕

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
 あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり

公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十一月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャ
 ピタルプロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二 東京都千代田区丸の内一丁目六
 番五号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲斐アルプス通り店 山梨県甲斐市
 西八幡字東冷間千四百三十四番一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代
 表者の氏名

変更前	MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	変更後	三菱HCキャピタルプロパティ株式会 社 代表取締役 船橋啓二 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
 あつては代表者の氏名

変更前	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 山梨県山口市佐山七百十七番地一	変更後	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 山梨県山口市佐山一万七百十七番地一
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和二年七月十七日外

三 届出年月日 令和三年十一月十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
 センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年三月二十二日まで

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

令和三年十一月二十二日

山梨県教育委員会

教育長 三井孝夫

一 登録年月日

令和三年十一月十二日

二 記号番号

梨博 第二十六号

三 設置者の名称及び住所

南アルプス市

山梨県南アルプス市小笠原三七六

四 名称

南アルプス市ふるさと文化伝承館

五 所在地

山梨県南アルプス市野牛島二七二七番地

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和三年十月二十八日（第二百三十三号）山梨県公安委員会告示第二百二十号（信号機の設置等交通規制の告示の一部改正）

五五四	上	終わりから	三〇	二七
四				